

三宅町中間前金払制度に関する取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、三宅町が発注する建設工事の受注者に対し支出する中間前金払の取扱いについて定めるものとする。

(対象工事)

第2条 中間前金払の対象は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき、登録を受けた保証事業会社の保証する土木建築工事であって、当該工事の請負代金額が100万円以上のものとする。

(割合)

第3条 中間前金払の割合は、請負代金額の10分の2以内（債務負担行為に係る契約にあっては、各年度ごとの出来高予定額の10分の2以内）とする。ただし、中間前払金を支出した後の前払金の合計額が請負代金額の10分の6を超えてはならない。

(対象となる経費)

第4条 中間前金払の対象となる経費の範囲は、前金払と同様に、材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費とする。

(要件)

第5条 中間前金払は、次に掲げる全ての要件を満たす場合に行うことができる。また、工期及び請負代金額に変更がある場合は、中間前金払認定請求時点の工期及び請負代金額によるものとする。

- (1) 工期の2分の1（債務負担行為に係る契約にあっては、当該年度の工事実施期間の2分の1。以下同じ。）を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1（債務負担行為に係る契約にあっては、当該年度の出来高予定額の2分の1）以上の額に相当するものであること。

(部分払の併用)

第6条 中間前金払は、部分払と併用することができる。ただし、中間前金払の請求をしたときは、部分払の請求は同一年度中2回を超えることができない。また、同一年度において、部分払の支払を受けた後には中間前金払の請求をすることができない。

(認定の方法)

第7条 中間前金払の認定の方法は次に掲げるとおりとする。

- (1) 受注者から、中間前金払を受けたい旨の申し出があったときは、中間前金払認定請求書（様式第1号）と併せ、認定資料として工事履行報告書（様式第2号）及びその他の添付資料を提出させるものとする。
- (2) 発注者は、受注者から中間前金払認定請求書の提出があったときは、工事履行報告書等により第5条に定める要件を満たすものか確認を行い、確認の結果、要件を具備していると認めるときは、中間前金払認定書（様式第3号）を受注者に交付するものとする。
- (3) 中間前金払の認定は、当該請求を受けた日から7日（土曜日、日曜日及び祝日及び年末年始を除く。）以内に行うものとする。ただし、受注者からの提出書類に不備等があった場合等はこの限りでない。

附 則

この要領は、平成２８年４月１日から施行する。

(様式第1号)

中間前金払認定請求書

平成 年 月 日

三宅町長 様

住 所

受注者

氏 名 ⑩

下記工事の中間前金払の認定を請求します。

記

工 事 名			
工事番号	第	号	
工事場所	磯城郡三宅町大字 地内		
工 期	着 工	平成 年 月 日	
	完 成	平成 年 月 日	
請負代金額	金	円	
摘 要	添付書類 ①工事履行報告書(様式第2号) ②工程表 ※予定工程と実施工程が対比してあること。なお、工事履行報告書(様式第2号)及び契約時に提出した工程表とも記載内容が整合していること。 ③平面図 ※出来高が判る着色(施工済→赤色、未施工→黄色)がしてあること。 ④工事全景写真 ※工事の進捗状況が判るように撮影してあること。		

(様式第2号)

工 事 履 行 報 告 書 (中間前金払用)						
三宅町長			様		平成 年 月 日	
			住所			
			受注者			
			氏 名		印	
本書のとおり請負工事の履行状況を報告します。						
工事名						
工 期	着工	平成 年 月 日		工期の1/2 を経過した 日	平成 年 月 日	
	完成	平成 年 月 日				
請負代金額			請負代金額の2分 の1の額			
工 種	構成比	構成比相当額	予定工程	実施工程率	出来形金額	備 考
	%	円	%	%	円	
		工事価格×構成比		予定工程に 対する実施 率	構成比相当額×実 施工定率	
計	0.0%					
消費税及び地方消費税額						
合 計 金 額						

記入上の注意

①添付書類として同時に提出する工程表(予定工程と実施工程が対比できるもの)と記載内容が整合していること。

②構成比は、工事価格(請負代金額から消費税及び地方消費税を控除した額)に占める各工種の構成割合を記入すること。

③実施工程率は、報告日時点での状況を記入すること。

④出来形金額は、構成比相当額に実施工程率を乗じた金額を記入すること。

中間前金払認定書

平成 年 月 日

(受注者)

様

三宅町長

下記工事について、その進捗を調査したところ、中間前金払を行うことができる要件を具備していることを認定します。

記

工 事 名			
工 事 番 号	第 号		
工 事 場 所	磯城郡三宅町大字 地内		
工 期	着 工	平成 年 月 日	
	完 成	平成 年 月 日	
請 負 代 金 額	金 円		
摘 要			